補償基準論争の本質

イラン米国請求権法廷の判断を素材に

河 井 苑 子*

Summary

The question of the standard of compensation when foreign property is expropriated is, although discussed for more than 80 years, not settled yet. The issue at present is whether the "prompt, adequate and effective compensation" (full compensation) is always required or not. Recent international decisions, such as some commercial arbitrations and decisions of ICSID and Iran-United States Claims Tribunal have been analyzed from this point-of-view.

However, the results revealed the limitation of this framework, which is most remarkable in the awards of the Iran-United States Claims Tribunal: some theorists conclude that the Tribunal ordered full compensation, and the others evaluate it as partial compensation.

The problem is, in my opinion, that full compensation and partial compensation have been differentiated solely from quantitative aspect. It is true that partial compensation is usually less than full compensation. But the detailed analysis of traditional case law and doctrines proves that the essence is not there. According to the most prominent authors supporting partial compensation, the compensation paid on large expropriation (the so-called nationalization) is equal to what the State acquired by the measure. On the other hand the traditional view is that the principle of respect for private property requires full compensation equal to market value of the property expropriated. These comparison makes it clear that the difference between full compensation and partial compensation is the value corresponding to the compensation.

If the essence of the difference between full compensation and partial compensation is not the quantity, it follows that even if an award is less expensive than another valuation of the property, for example, submitted by the claimant, as long as a valuation method suitable to introduce a market value is used, it should be interpreted that full compensation standard is applied in that case. Then it can be said that in order to ascertain which compensation standard is applied by the Iran - United States Claims Tribunal, it should be examined (i) what value (the market value of the property or what the State acquired by the measure) was thought to correspond to the compensation, and then (ii) whether the amount was calculated through a method appropriate to that value.

The detailed analysis of the prominent awards shows that Tribunal considers the compensation equal to the market value and that the actual awards, although less expensive than the "market value" which the American practitioners thought, were calculated with the appropriate method. That is, the Iran-United States Tribunal properly applied full compensation standard.

In my view, one of the obstacles to settle the issue of compensation is the framework attaching too much emphasis on the difference in quantity. Examination from various viewpoints of case law, studies and international conferences is needed to find out a solution. It is desired that this article will shed some lights on the debates on expropriation and compensation, especially on the argument of compensation standard.

第1章 問題の所在

周知の通り、収用(expropriation)に対する 補償(compensation)は、国際法においてもっ とも鋭く見解が対立した領域の一つである。 Schachterの言葉を借りれば、武力行使を除けば 補償の基準ほど議論を醸した問題はない²。しか し、今なお見解は対立しており、Brownlie は暫 定的な結論しか導き得ないと述べる³。

少なくとも確かであるのは、収用措置それ自体 が国際法上違法ではないことな、収用が国際法上 合法であるためには3つの条件―収用が公共目的 で実施されること (公益性: public purpose)、 外国人と内国民の無差別原則 discrimination) に反しないこと、そして所有者 に補償が支払われること―があるという点であ る。しかし、3つの条件の何れにも議論の余地 はあり、中でも最も議論を醸してきたのが補償の 算定基準である。欧米先進諸国は、補償が完全 (full) 補償あるいは迅速、十分かつ実効的 (prompt, adequate and effective) 補償、すな わち財産の完全価値相当6でなければならないと 主張する(完全補償説)。これに対し、社会主義 諸国及び発展途上国は、国際法上必ずしもそのよ うな補償の義務はないと主張してきた(部分補償 説)。

本稿では、イラン米国請求権法廷(Iran - United States Claims Tribunal)による収用に関する判断を取り上げ、そこで適用された補償の算定基準について分析する。同法廷は、イラン革命、在テヘラン米国大使館等人質事件、米国内でのイランの資産凍結措置等によって損失を蒙った両国民の請求を扱う常設的仲裁機関として、1981年に設立された。同法廷が当事国の合意の下に設立された仲裁裁判所である以上、その判断の射程については様々な議論がありうる。しかし同法

廷は、収用と補償に関する数多くの事例を継続的 に審理した点で、国際公法の理論的発展の源とし て評価されるべきものである⁸。

法廷は、一連の事件において「完全価値相当」の補償すなわち完全補償を支払うように命じた。けれども、法廷が導いた裁定額は、請求側が査定した完全価値を著しく下回った。たしかに一般に請求側は最も高く評価できる方法で財産価値を査定するものである。しかし、ほとんどの事件において裁定額は請求額の30%にも満たなかった10。そのため、裁定額は、完全補償としては低廉にすぎ、実質的に部分補償であり完全補償ではないと評価されることもあった11。

しかし、イラン米国請求権法廷は、一貫して補 償が完全価値に相当すると明確に述べた。完全価 値相当であることが明示されても裁定額が低廉な らば部分補償なのだろうか。それとも裁定額が低 廉であっても完全補償と言い得るのだろうか。な ぜ法廷は完全補償であると明言しながら低廉な 定額を導いたのだろうか。補償に関する論争の膠 着状態は、この理由を分析することによって打開 に向かうかもしれない。本稿では、イラン米国請 求権法廷の判断の中から、完全価値相当として裁 定されながらも金額的には低廉であるために部分 補償と評価されている判断を取り上げ、裁定額の 低廉さの意味を検討することにする。

法廷の判断を分析するにあたっては、完全補償と部分補償がいかなるものと考えられ、どの点で対比されるかを明らかにする必要がある。補償が低廉であるから部分補償だという評価は、完全補償と部分補償の対立が補償の多寡を軸とするものであることを前提としている。たしかに、部分補償説とはいわゆる国有化の事例¹²において完全補償を下回る補償が許容されるとする主張であり、一般に部分補償は完全補償よりも低廉である。し

かしだからといって、完全補償と部分補償の違いの本質が金銭の多寡にあると断定できるのだろうか。完全補償が市場価値であるとしても、市場価値は査定の方法に依存するため、「高い」評価額もあれば「安い」評価額もあり、一定幅にわたるのである¹³。市場価値としては低廉な評価額は、部分補償とは金額によって区別されうるのか、それとも別の規準によって区別されるのか。

そこで本稿では、最初にいわゆる補償基準論争において完全補償と部分補償がいかなるものと考えられてきたかを考察し、完全補償と部分補償の違いが金額の多寡にはなく別のところにあることを明らかにする。そしてイラン米国請求権法廷による判断は完全補償であることについて論証を試み、低廉な裁定が下された理由を明らかにする。

第2章 補償論争

最初に述べたように、補償に関する議論の焦点は、端的には完全補償あるいは「迅速、十分かつ 実効的」補償"の支払が義務づけられるかどうか にある。では、「完全補償」あるいは「迅速、十 分かつ実効的」補償とは、何か。「部分補償」と はどのような補償か。

また、実際の補償額は査定によって導かれる。 この査定過程において、「完全補償」と「部分補 償」の違いはどのように表れるのか。また、基準 の対立とは別個に、査定過程に独自の争点はあり 得るのか。

第1節 戦間期:補償をめぐる状況の変化

国際法上、補償に関する論争の端緒は戦間期にあると言われてきた。それ以前の時代、国家は経済活動に対して消極的な役割しか果たさず、私有財産の神聖性を保障していた(自由放任(レッセフェール)の資本主義経済)。このような経済体制の下でも、稀ではあったが土地などの私有財産が収用されることはあった。しかしこの時代、収用や補償が国際法の領域で議論の的となることはなかった。ロシア革命以前の国際社会においては「公正な(fair)補償」が当然のごとく支払われていたからであり、「公正な補償」は資本主義経

済原理の帰結として概ね財産の完全価値に相当していたからである¹⁵。さらに収用対象となった財産の規模も小さかったことから、収用や補償が国際問題化することはごく稀であった¹⁶。

当時資本主義経済理念が共有されていたことに鑑みれば、補償の趣旨が財産の保障にあること、そして「公正補償」が市場経済における財産の評価、つまり市場価値と関係づけられていたことは容易に推察できる。本稿では、このような慣行を支えたルールを「伝統的ルール」と呼ぶことにする¹⁷。

さて、この時期に収用と補償が国際法上問題となることはなかったものの、補償額をめぐる争いがなかったわけではない。対象となる財産の評価額をめぐり見解が対立することはあったからである。補償に関する争いが金銭を支払う側と受け取る側の間で生じる以上、利害は当然対立する。請求側と支払う側の間で財産の評価額に開きが生じることも必定であり、最終的に支払われた額が請求額に比べて低廉であることも珍しくはなかった18。

要するに、この時期の補償に関する争いは、補償が市場価値に相当することを前提にその評価額の多寡を巡るものなのであり、端的には金銭を支払う側と受け取る側の金銭的利害対立であった。

しかし、戦間期には収用とそれを取り巻く環境が大きく変化した。ソビエト政府は、私有財産制度の廃止を目的に、主要産業を収用した。メキシコ政府は、社会制度改革として大規模な土地収用と石油産業の収用を行った¹⁹。これらの措置は、新たな問題を提起した。第一に、ロシア革命を皮切りに、国際社会が資本主義経済という共通基盤を徐々に失った。ソビエト政府の措置は、資本主義経済から社会主義経済へ転換することを目的としていた。さらに第二次世界大戦以後各国で同様の目的で収用が実施され、私有財産の神聖性という前提が必ずしも国際社会で共有されなくなった。私有財産尊重原則の動揺が、国際法の領域における収用とそれに対する補償の意義を問う契機となったのである²⁰。

第二に、これらの措置は従来の収用とは異なる 形態をとっていた。かつて収用とは、道路や鉄道 建設の用地取得を目的とするものが代表的なものであり何れも小規模であった(個別収用)。これに対して、ソビエト政府やメキシコ政府等の措置は、経済的・社会的改革の一環として大規模に実施された(いわゆる国有化)。国有化について個別収用と同等の補償が義務づけられれば、補償総額は膨大になり事実上国有化の実施は困難である。そのため、国有化については、個別収用と法的に区別し伝統的ルールは妥当しないとするか、それとも法的に同じとして伝統的ルールに基づいて補償が義務づけられるとするかという議論がされるようになったのである。。要するに、国有化が個別収用と多くの点で異なることを根拠に、伝統的ルールの国有化に対する妥当性が問われるようになったのである。

このように国際法の補償論争を喚起したのは、 財産に関する理念対立と収用形態の変化である。 そして、国有化にたいしていかなる補償義務が課 されるか、国有化にも個別収用と同じく伝統的ルー ルが義務づけられるかが議論されるようになった のである。

第2節 学説・判断例の分析:完全補償と部分補償の本質

a 完全補償

国有化にも伝統的ルールが義務づけられるとする論者は、まず過去の慣行を根拠に補償の伝統的ルールが国際法規として確立しているという立場をとる²²。彼らによれば、伝統的ルールとは収用に際し「完全(full)補償²³」あるいはそれと同義の「迅速、十分かつ実効的(prompt, adequate and effective)補償²⁴」の支払を求めるものである²⁵。そして、国有化を外国人財産の剥奪という点で個別収用と同じものと捉える。両者の違いは規模やイデオロギーの違いに過ぎず、そのような差異から国際法上異なる効果は生じないとする²⁶。その帰結として国有化にも個別収用と同じルールが妥当するという(完全補償説)。

「完全補償」及び「迅速、十分かつ実効的補償」 とは、具体的にはどのような内容か。完全補償と は国際裁判や慣行によれば、収用された財産の市 場価値であるという²⁷。「迅速、十分かつ実効的」

補償については、まず「十分」とは「公正に決定 された市場価値 | に相当することである28。「迅速」 要件を満たすには、収用時点から合理的な期間内 に補償が支払われるあるいは支払時点までの金利 が上乗せされなければならない。「実効的」であ るためには、信用力のある通貨建ての現金で支払 われるか、あるいは償還利率が合理的でかつ信用 力ある通貨に換金可能な債券で支払われなければ ならない№。市場価値相当が補償とされても、支 払いが遅れればインフレや遅延期間の金利分だけ 価値は目減りする。また、補償が債券で支払われ る場合は額面が市場価値相当であっても償還利率 が合理的であること、現地通貨建てで支払われる 場合は信用力ある通貨に交換できることが、実質 的に市場価値を担保する上では不可欠である。こ のように、「迅速」と「実効的」の要件は、支払 いの遅れや外貨交換による実質価値の目減りを避 ける機能を果たする。つまり、「迅速、十分かつ実 効的」補償は、実質的に完全補償と同じといえ

このように、完全補償説は、伝統的ルールの下で原則として市場価値相当の補償が支払われてきたことを基礎に、補償は市場価値に相当するとする主張といえる。

b 部分補償

国有化に際し補償が完全価値を満たさなくても 許容されるとする主張は、主に社会主義経済諸国 や発展途上国から支持されていた³²。第二次世界 大戦以後の大半の論者は、個別収用ならば市場価 値相当の補償が義務付けられることを認めた上 で³³、国有化については法的に個別収用とは区別 されるため同様の補償は義務づけられないと主張 している³⁴。そしてあらゆる国有化について、補 償が市場価値に相当する必要はないとする。この ような見解を、本稿では部分補償説とよぶ⁵⁵。

部分補償説の主流³⁵は、補償額を収用による国家の利得に基礎づける見解である。Jiménez de Aréchagaによれば、資本主義経済理念の下で実施される個別収用について完全補償が支払われるのは当然であるけれども、資本主義経済理念が国際社会で共有されていない以上社会主義経済への転換措置である国有化を私有財産の尊重との関係

で捉えることは不可能である。しかし補償が支払 われなければ国家が国有化により対価なしに不当 に財産を取得することになってしまう(国家によ る不当利得)。彼によれば、この点にこそ国際法 上の補償義務の根拠があり、その帰結として補償 は国家の利得分に相当するという³³。補償は、国 家にとって価値がない要素を含まず³³、市場によ る評価とは無関係に、国家との関係だけで決定さ れる。

さらに、1970年代の新国際経済秩序を求める 論調の下では、国家の利得はより広く初期投資から収用時点までの国家の利得と損失として計算される³⁹。投資家の国家経済に対する貢献(例えば、インフラの整備)は国家の利得に含まれる反面、初期投資額を上回る利益は投資家が不当に得た利得として相殺されるという⁴⁰。補償は、対象財産が国家に属することを前提にして、それが投資期間中に被った損失と利得から算定されるのであり、財産の市場価値とは関係しないとされる。

以上のように、部分補償説は、収用対象財産の市場価値と補償との関係の断絶を主張し、それに代わって不当利得の法理を補償額の基礎付けとして提示している¹¹。

c 完全補償と部分補償

完全補償説は原則として市場価値相当の補償を 求めるのに対し、部分補償説はこれを否定し、代 わって国家の利得相当を補償としている。即ち、 いわゆる完全補償と部分補償の違いは、補償を何 と関連づけるかという点にある。

もちろん、実際的な観点に立てば、部分補償は完全補償よりも少ない点、即ち低廉な点に意味があろう。支払う側がより少ない額を、受け取る側がより多い額を望むのは当然である。戦間期以降も具体的紛争において補償の額が重要な争点であったことは間違いない。しかし、補償が市場価値に基礎付けられることを前提とされていた時期、補償額の多寡をめぐる争いは国際法上問題とされることはなかった。国際法の領域で補償が問題化したのは、戦間期以降に補償の基礎付けが問われるようになったからである。それならば、完全補償と部分補償の違いは、補償の基礎付けにあるというべきであろう4。

したがって、部分補償は、完全補償より低廉という意味で「部分的」である以上に、不当利得に 基礎づけられ市場価値との関連づけが否定されている点が重要である。

第3節 杳定過程

前節で述べたように、完全補償と部分補償の違いは、補償を何と基礎づけるかという点である。 ところで、完全補償あるいは部分補償という基準 がきまったとしても、実際の補償額を導くには、 査定というプロセスが必要となる。

部分補償が支払われるとすれば、国家の利得を どのように算定するかが問題となる⁴³。

完全補償だとしても、対象となる財産の完全価値をいかに評価するかが問題となる。多くの場合、実務の世界で財産評価に使われる方式(本稿では、これを査定方式と呼ぶ)が利用される。しかし、査定方式には簿価、清算価値、再調達価値、DCF価値(discounted cash flow)等の様々な評価方法があり、会計・財務の実務では用途に応じてこれらが使い分けられている4。

最初に査定過程に注目したのは、部分補償説であった。1970年代当初に最も問題となっていたのは、国連総会決議1803号(「天然資源に対する恒久主権宣言」¹⁵)が掲げるところの「適当(appropriate)補償」は完全補償を意味するか、部分補償を意味するかであった⁴⁶。部分補償説は、部分補償の支払により解決された事例から帰納的に査定に関する法則を導き、適当補償が部分補償を意味することを証明しようとしたのである⁴⁷。

他方、完全補償説は、チリ政府の国有化をきっかけに、査定過程の重要性を認識した。チリ政府は、銅山の国有化に対し「十分な補償」を約束しておきながら、査定方式を操作することにより実質的に無補償に近い補償額を導いた⁴⁸。つまり、補償額が査定過程により操作されうること、完全補償といえども査定方式如何によって額が低くなる可能性もあるため、実際に使う査定方式に至るまで議論を洗練させていく必要があるのである⁴⁹。

では、各説において提案された査定方式はどの ようなものであったか。

a 完全補償説の査定方式

完全補償説は、補償が市場価値に一致するという主張である。しかし、既に述べたように、実務の世界でも、複数の査定方式が市場価値を導くために使用されている。

査定方式によって特に評価額に違いが生じるのは、事業に収益性がある場合である。そのような継続事業(going concern)の市場価値には、土地・建物・設備等有形資産のほか契約・信用力・顧客数等の無形資産が含まれるとされている。無形資産の評価は、将来の事業収益の予測と密接に関わる上に、比較可能な類似財産が少ないため、客観的評価が困難である。そのため、このような要素の位置づけを中心に、市場価値の査定方式としてどの方式が適当であるかについて完全補償説の間でも見解は分かれている。

まず、1980年代以降米国で中心的なのは、継続事業の市場価値をDCF方式により導く方法である⁵⁰。DCF方式は、市場価値を当該事業の予測現金収益の現在価値(discounted cash flow)相当とするもので、米国においては投資判断の際には一般的な査定方式である。American Law Instituteの第三リステイトメントは、実務上の会計原則にしたがって市場価値を査定すべきだとしてDCF方式を適当な査定方式だとした⁵¹。

このような主張は、継続事業の価値が収益を生み出す能力にあることを前提としている。すなわち、事業価値は将来にわたり期待される経済的成果から推定されるのであり、市場価値の査定にあたって評価されるのは、事業が利潤となる収入を獲得する経営能力そのものだという。この場合、有形資産その他のあらゆる要素は、個々には評価されず、収益に還元されて評価される。ここでは、個別資産の評価額の総計(例えば再調達価値方式52)では継続事業価値が導けないことが「基本的な経済・財務上の知識」のひとつとまで言われ、DCF方式以外の査定方式では市場価値は導けないとされる53。

これに対して第二の立場は、個々の資産の総計として市場価値を捉え、収益力を価値の限定的な一要素とするものである。これは、国際裁判例・仲裁判断例や古い学説に支持されている(伝統的立場)。Hydeは、「迅速、十分かつ実効的」補償

について解説する際、収益力は市場価値が公正に 決定される過程で考慮される要素であるが「公正 に決定された市場価値」そのものではなく、「市 場価値」に影響する範囲に限り考慮されるにすぎ ないと述べた 51 。

常設国際裁判所(PCIJ)は、ホルジョウ工場 事件判決 (Case Concerning the Factory at Chorzów (Claim for Indemnity) (本案)) に おいて、合法な収用に際して支払われる「公正な 補償」を「収用時点の事業価値」であり「正当な 価格」であると述べた55。そして、その時点で予 測された将来の利益の全てが「収用時点の事業価 値」に含まれるところの収益力ではないとしてい る56。また、ノルウェー船主事件仲裁判断 (Norway v. U.S.A) では、「収用された財産の 純価値」は「実際の市場価値」に相当し、「投機 的価格は法的な意味での補償の基盤にはなり得な い」とし、ともすれば楽観的になる将来予測に依 存する査定を退けた57。1982年のアミノイル社対 クウェート政府商事仲裁判断 (Government of Kuwait v. American Independent Oil Company) では、補償は継続事業価値相当とさ れたが58、収益力は交渉過程の様々な要因を反映 した合理的範囲に限定された(合理的期待)59。

また、伝統的立場では、個々の資産の総計から市場価値を導けるとする場合もある。 Bindschedlerは、完全補償を「収用された資産の全ての要素を考慮し、原則として[所有者を]類似の財産を新たに獲得した状態に置くこと」だとする⁶⁰。これは、現在でいう再調達価値方式⁶¹と同じ考え方であり、収益力を事業価値の構成要素の一つと捉え、個々の構成要素の総計を事業価値と捉えている。また、前掲のアミノイル事件でも、継続事業価値は固定資産、流動資産、契約に対する合理的期待の総計に相当すると判断された⁶²

このように、伝統的立場と米国の理論の間には 市場価値の構成要素(主に収益力)の比重に関す る相違がある。この相違によりそれぞれの査定に は開きが生じる可能性がある。しかし、確認して おくが、これらのアプローチは、補償を市場価値 相当としてそこから額を導出しようとしている点 では同じである。

b 部分補償説の査定方式

部分補償説は、補償が国有化による国家の利得に一致するという主張である。しかし、国有化によって国家は何を利得したととらえられているのだろうか。

国連国際法委員会に提出した論文で、Jiménez de Aréchaga は国家の利得を国有化措置それ自体の結果国家が取得した財産の価値と捉えている。国家が取得した財産と考えられるのは、主に土地や建物、工場などの有形資産である。これに対して事業の経営過程で創出された付加価値(信用力や収益力等)は、営利活動が限定・禁止される社会主義・共産主義経済体制の下では国家にとって価値がないので、補償には含まれない。したがって、補償の算定方式としては、有形資産だけを対象とする方式(主に簿価方式)が妥当だという®。

しかし後年、1970年代の新国際経済秩序運動を経て、Jiménez de Aréchaga はより広義に国家の利得を捉えるようになる。すなわち、国有化対象となった外国人資本が最初に投下されてから国有化されるまでの期間における国家の利得を以て補償に相当するというのである。この場合、国家の利得は国有化それ自体により国家が取得した財産の価値にとどまらない。初期投資や追加投資がインフラ整備等の形で国家経済に寄与したのであれば、それは国家の利得として計上される。反対に、投資家が投資額を上回る利益を得ていたのであれば、それは投資家による不当な利得と捉えられ、未納の税金等の名目50で国家の利得から相殺された65。

このように、国家の利得の概念は部分補償説の間でも確立したものではなく、Jiménez de Aréchaga も20年近くの間に自説を発展させている。しかしいずれも市場価値を大きく下回る額、あるいはゼロに近い額を補償として導いている点では共通している⁶⁶。補償を国家の利得に基礎づけ、市場価値に含まれるはずの要素を排除すると同時に市場価値とは無関係の要素を加味しているからである。

c 査定方式と補償基準

部分補償説の主張する方式は、国家の利得を計

算するための査定方式である。これに対し、完全 補償説の提示するのは市場価値の査定方式である。

市場価値の査定については、二つのアプローチが対立している。アプローチが違えば、評価額にも開きが出る可能性はある。伝統的立場による査定は米国の理論による査定よりも低廉な可能性がある。しかし、伝統的立場による査定は、市場価値の評価であるから、低廉であるにせよ、補償基準論争でいう部分補償ではない。部分補償は、市場価値ではなく国家の利得に一致することを前提に査定されるものであるからだ。

このように、査定の段階においても、完全補償 は市場価値に、部分補償は国家の利得にそれぞれ 基礎づけられているといえる。

第4節 小括

資本主義経済の共有される均質な国際社会においては、補償は市場経済理念に基づいて位置づけられ、その帰結として市場価値に相当するものとされてきた。国際法上の議論の争点は、そのような前提の妥当性如何、即ち補償と市場価値との連関にあった。

既に述べたとおり、収用に対する補償が国際法の問題として浮上したのは、単に国有化国が低廉な補償額しか支払わなかったからではなく、これらの国々が市場経済理念から派生する諸原則の妥当性を否定し、補償と市場価値の連関を否定したからである⁶⁷。

他方、補償と市場価値との関連が肯定されるとしても、査定にあたっては様々なアプローチがある。なかでも収益力の位置づけには米国の理論と伝統的立場との間に鋭い対立がある。査定に対するアプローチに相違があれば、一方の評価が他方に比べて低廉であることもありうる。しかしこれは、市場価値の中で収益力が占める比重に起因するにすぎない。何れのアプローチをとって査定するにせよ、補償が市場価値に基礎づけられることは大前提とされているのである。

最初に述べたとおり、イラン米国請求権法廷の 判断については、その低廉さが問題となっている。 もし補償額が市場価値に相当しないならば、実質 的には完全補償基準は適用されなかったことにな ろうし、さらに補償額が国家の利得に相当することが確認できるならば、一連の判断は部分補償説を支持したと評価されることになろう。しかし、市場価値に相当しているのであれば、低廉であった理由は法廷による査定アプローチの選択にあるのだから、裁定は完全補償であると評価しなければならない。

第3章 イラン米国請求権法廷の 判断とその評価

第1章で述べたように、イラン米国請求権法廷は、完全補償としては低廉な裁定を下したと評価されている。そのため、法廷による査定は、実質的に部分補償だという考え方もある。

しかし、前章の検討の結果、完全補償と部分補 償の違いは、金銭上の多寡ではないことが確認で きた。したがって、金額的な低廉さだけを理由に 法廷が実質的に部分補償を裁定したと評価するこ とはできない。そこで本章では、あらためて法廷 の判断が完全補償であるのか部分補償であるのか を個々の判断について検討し、裁定の「低廉さ」 の意味を考察する。

前章の査定に関する検討で明らかなのは、補償は査定によって操作できること、したがって完全補償であるとしても実質的にも市場価値に基礎づけられるといえるか、即ち市場価値に相当する額が査定されたかを確認する必要があるということである。その際に注意しなければならないのは、市場価値における収益力の位置づけについて、完全補償説の間でも違いがあるということである。以下では、米国の理論と伝統的立場における収益力の位置づけの違いをふまえ、「収益力」を事業が将来収益を得る能力一般、「期待収益」を価値の一要素として捉えられる場合の収益力(伝統的立場)、「予測収益」を将来予測される収益額(米国の理論)をそれぞれ指すものとして区別する。

第1節 イラン米国請求権法廷の判断

a AIG事件

本件は、Iran America 国際保険会社が保険会 社国有化法の下で国有化された事例であり、親会 社の AIG が完全価値相当の補償を請求した⁶⁸。 法廷は、国際公法の一般原則の下、「通常合法な国有化であっても、元の所有者には収用された財産の価値に対する補償(compensation for the value of the property taken)を国家より受け取る権利がある」と述べ、補償の義務を確認する⁶⁸。

次に、法廷は、当該事業の継続事業性を認め、 収益力も価値に含まれるとした。その公正市場価値については「事業の価値として合理的と推定される範囲の上限と下限について何らかの結論を導ける可能性はある」が、本件においてその「両端は広く離れている」と述べる。

しかし、法廷は、請求側の査定がその範囲内には入らないと考える。その理由は、第一に、請求側の使用した予測収益に基づく査定は、「保険会社を査定するための現代的手法」であるけれども、本件の場合操業期間が短いために国有化時点での市場価値を反映していない¹⁰。第二に、請求には、一般的社会情勢や革命以来の財務内容の悪化、課税額、国有化直前の財務状態が十分反映されていないという¹¹。そしてそれら関連する諸事情を考慮した結果として、裁定額を自ら推計した¹²。

法廷は基準の定式こそ明示しなかったが、一般 国際法を適用した結果継続事業性を前提に公正市 場価値を裁定した。したがって、完全補償を裁定 したといえる。継続事業の市場価値については、 一定幅にわたると捉えて最終的な額を推計した。 その際に考慮したと考えられる要因には請求側が 考慮しなかった要因も含まれるが、いずれも市場 価値の内在要因と考えられる。したがって、裁定 は査定上も市場価値相当だと評価できる。

b INA事件

本件は、保険会社 Shargh 社の国有化事例であ り、親会社 INA が一般国際法に基づき「迅速、 十分かつ実効的」補償として継続事業価値を求め た⁷³。

法廷は、国連総会決議 1803 号に掲げられる適 当補償基準が適用されるとする。その解釈にあた り、一般国際法の補償基準は近年「徐々に見直さ れ、その結果『完全』あるいは『十分な』補償と いう基準の価値は学説では低下している可能性が ある『が、本件は少額投資である上に投資後まも なく収用された事例であることから、国際法の下では「投資額の公正市場価値に等しい額の補償」が適当であるとされた⁷⁵。さらに本件ではイラン米国友好経済領事条約(以下、友好条約)の適用可能性が認められた⁷⁶。友好条約4条2項は収用にあたっては「完全価値」が支払われると規定している⁷⁷。以上のことから、本件では完全補償が裁定されると判断された。

査定にあたり法廷は、市場価値を「購入希望者が継続事業体の株式の代価として売却希望者に支払うであろう金額であり、国有化それ自体又はその憶測による価値の下落を無視し、…価格を上昇又は下落させたかもしれない国有化後の事実に関する考慮を排除した額で。と定義する。Lagergren裁判長は、「『完全』あるいは『十分』な補償ですら、必然的に…一定の不確定さと裁量の余地を内包する」とし、「個々の状況に応じた適切な査定方式には、幅広い選択肢がある」と補足するで。

そして法廷は、初期投資額相当の請求に対し、 証拠を検討した結果収用時点での事業価値が初期 投資時点に比べ下落したとは推定できないと判断 し請求額相当を裁定した⁸⁰。

このように、法廷は一般国際法の適当補償基準の下で部分補償が許容される可能性を一般論としては示唆したものの、本件については完全補償が適当と明示した。市場価値は一定幅を持つものとして解釈され、本件に関しては国有化時点の株価相当が選択された。補償には収益力の評価は含まれないが、これは請求が初期投資額であったことによる。以上のことから、補償額と市場価値との連関を前提に裁定された事例と評価することができる。

c フェルプス・ドッジ事件

フェルプス・ドッジは、ワイヤー及びケーブル 関連製品の製造・販売会社 SICAB 社が収用され たとし、保有株式相当を補償として請求した。法 廷は、友好条約を適用して完全価値相当の補償が 命じられるとした⁸¹。

請求側は予測収益から導いた推定株価を請求したけれども、法廷は継続事業性を否定した。その根拠は、第一に革命により少なくとも短期・中期

的には明白で大きな影響を被っていたことである。 法廷によれば、イラン革命が勃発しなければ早期 に収益性を得ていた可能性があったという⁸²。第 二の理由は、事業に必要な技術水準である。法廷 は、同社の技術の専門性を評価し、「SICAB社の 価値は、同社が継続的に専門的技術を導入してい なければ、明らかに下落するであろう。フェルプ ス・ドッジ社のように必要な専門的技術を持つ企 業が購入するのでなければ、価額は大きく下落す るであろう」と述べた⁸³。以上のことから、本件 では関連する全ての証拠を考慮に入れた結果とし て、出資金相当を裁定した⁸⁴。

本件は、友好条約が適用された例であるため、 完全補償基準が適用されたことは明らかである。 裁定された補償は、収益力の評価を含まないが、 継続事業でないことを前提としている。したがっ て、補償と市場価値は連関しているといえる。

d トーマス・ペイン事件

本件は、Irantoronics 社とBerkeh社の収用事件であり、両者を所有するトーマス・ペインが補償を請求した85。法廷は、友好条約に基づき完全価値に相当する正当補償、すなわち完全補償を命じた86。

法廷は継続事業性を認めたものの、収用前3年の平均収益額の10倍を予測収益としこれを基に導いた請求については、革命の影響を被った当該事業には不適当であるとし、「本件に関連するあらゆる事情を考慮して」市場価値を推計によって求めた87。

法廷が継続事業性を認めた根拠は、当該事業のうち計量標準研究部門に収益性があり多くの顧客を獲得していたこと、および電子部品の専売特許を有することにある。そして、「仮に収用が、早期の、革命の影響が未だ明白でない時期に実施されたとしたら、[請求側の採用した方式と] 同様の方式を適用することが正当とされた可能性はあった」と述べた⁸⁸。それにもかかわらず予測収益に基づく方式が退けられた理由は、「革命の影響により、特に同社がサービス業であることから収益力及び信用価値の指標としての過去の実績の信頼性が低下し」収用時点で収益悪化が予測されていたこと、さらに収用に先立ち米国が対イラン経済

制裁を行っていたことだと説明された89。

本件は、友好条約が適用された例であるため、完全補償基準が適用されたことは明らかである。 継続事業性を認めながらも予測収益に基づく査定 が退けられた理由は、収益の悪化である。これは、 市場価値の内在要素といえるため、本件の補償額 は市場価値と連関することを前提に推計されたも のと評価できる。

e Amoco事件

本件は、Amoco社が国営企業との間に締結した石油採掘契約が国有化法に基づき収用されたとして補償を請求した事件である⁵⁰。法廷は、国有化措置を国際法上適法だと判断した上で⁵¹、友好条約の下で完全価値相当の補償が支払われるとした⁵²。

法廷は、完全価値が原則として市場価値に一致するとし、市場価値を「相当数の売却希望者と購入希望者による価値の認識を反映したもの⁵⁸³」で、「収用された資産の価値と無関係な要因⁵⁸¹」を除外したところの「収用されたものの正当な価額」と定義した。法廷は、市場価値に一定幅があることを前提に、一般に「市場価値」を導くとされる査定方式も実際には仮定の積み重ねの上に立脚しているため導かれた価額が真の「市場価値」に一致するとは証明できないとする。そして、「恣意的な結果」を避けるためにあらゆる利用可能な方式の中から目的に応じた査定方法を選んで⁵⁵「衡平な補償」を導くとした⁵⁶。

そして、請求側の依拠したDCF方式は、第一に請求側が収用の国際違法性を前提に採用したため、不適当とする⁹⁷。第二に法廷は、先行する国際判例を根拠に、予測収益だけでなく有形資産や金融資産などの要素が考慮されるべきだとする。DCF方式は予測収益だけに依拠する上に、法廷の考えでは本来賠償の際にのみ認められるはずの要素(法廷のいうところの「逸失利益(lucrum cessans)」)を含むことから、不適当だという⁹⁸。第三に、DCF方式による査定が一般的であるのは新規事業に対する投資を決定する場合であるが、これは補償を決定する場合とは投資家の投機的志向(予測に対する信頼性、確実性、及びリスク認識)において本質的に異質だという⁹⁹。

法廷は、石油採掘協定の価値を協定の実施事業体の株価と一致するものとし、継続事業性を認めた上で、事業の構成要素(有形資産、金融資産、及び契約的権利・営業権・期待収益等無形資産)に関する証拠の提出を当事者に命じた¹⁰⁰。

本件は、友好条約が適用された例であるため、完全補償基準が適用されたことは明らかである。 査定にあたっては、市場価値に一定の幅があり、 その都度方式が選択されるとする立場をとる。法 廷は、収益力を限定的なものと捉えたが、市場価値の一部であることも明らかに認めている。した がって、本件の裁定額は市場価値と連関するといえる¹⁰¹。

f スターレット事件

本件は、スターレット社が国営銀行との住宅建設プロジェクトおよび関連企業 SGA の収用に対し補償を請求した事件である。法廷は収用の事実を認め¹⁰²、友好条約に基づき完全補償が支払われるとした¹⁰³。

中間判決で法廷は、専門家に事業価値の鑑定を 「もし適当と考えるのならば DCF 方式で」査定す るよう命じた¹⁰⁴。

専門家は、完全価値とは「純粋に経済学的意味での」公正市場価値であり「合理的で、あらゆる関連する要因に関する情報に通じ、いかなる強迫や強制の下にもないビジネスマン」¹⁰⁵(以下、「合理的ビジネスマン」)の認識に基づくとし、DCF方式による鑑定を提出した。法廷は専門家のアプローチを支持するが¹⁰⁶、合理的ビジネスマンが自ら判断するような非専門的な事項については、法廷自身による合理的判断に置き換えうるとした¹⁰⁷。

本来DCF方式の構成要素は予測収益、リスク及びインフレ率に限られる。しかし法廷は、これらの要素毎に修正値を示すことはできないとする。なぜならば個々の要素の値は「判断に左右されるため・・・[修正値は]推計すなわち範囲で表す方がよく、正確には数値化できない」からだという。そして法廷は、「まさに典型的な合理的ビジネスマンが最終的に支払うつもりの価格を決定する際に行うこと」を行うとし、一定幅の市場価値から「『衡平に決定する』ために裁量を行使」して事業の市場価値を推計しこれを補償額とした「108。

本件は、友好条約が適用された例であるため、完全補償基準が適用されたことは明らかである。 査定に関しては、法廷は裁量が介在したことを明示している。しかし、ここで言及された裁量とは、合理的ビジネスマンが評価額を決定するにあたって行使する類の裁量である。これは市場価値の外在的要因を考慮することではなく、むしろ一定範囲にわたる市場価値の中から一つの値を選択する上で行使される裁量と考えられる。したがって、本件の裁定額は、市場価値だといえる。

g フィリップス事件

フィリップス石油イラン社は、石油公社と締結した石油採掘協定が、1980年の単一条項法に基づき政府により国有化されたとし、補償を請求した¹⁰⁹。法廷は、友好条約に基づき補償が支払われるとした¹¹⁰。

法廷は、公正市場価値の決定にあたっては、関連する全ての要素、例えば様々な査定方式や潜在する収益力を考慮し現実的に判断すると述べる。そして、本件の場合継続事業性があることから『「購入希望者が支払うつもりの価額を決定するのにDCF分析を考慮に入れるのはほぼ確実である」ため、請求側の採用したDCF方式が採用されるとした。

しかし、本来 DCF 方式がそれだけで完結した 査定方式であるにもかかわらず、「関連するあらゆる事情」、なかでも「衡平の考慮(equitable consideration)」が加味されるとし、DCF 方式に基づく請求に「いろいろな修正」を加え 112 、最終的には関連する全ての状況を考慮に入れて事業価値を推計した 113 。さらに、資産の個々の評価額 114に基づく査定を並行して行い、DCF 方式と近似する評価が導かれることを確認した 115 。

本件は、友好条約が適用された例であるため、完全補償基準が適用されたことは明らかである。 法廷は、請求側の要求通りDCF方式を採用するが、「関連する事情」なかでも「衡平」を補足した。このような「衡平」は契約的均衡が崩れている場合に作用する要素と位置づけられ¹¹⁶、資産価値の金銭評価において考慮されなければならないものとされた¹¹⁷。したがって、ここでいう「衡平」は完全価値に内在する要素と考えられる¹¹⁸。以上 のことから、本件裁定額は、市場価値に相当する といえる。

第2節 考察:低廉な完全補償の意味

イラン米国請求権法廷は、ほとんどの事例で友好条約を適用した。友好条約4条2項は収用にあたっては「完全価値」が支払われると規定している¹¹⁹。したがって、これらの事例で完全補償基準が適用されたことは明らかである。また、一部の事例¹²⁰では一般国際法のみが適用されたが、ここでも補償は公正市場価値すなわち完全補償に一致するものと判断されたことから、完全補償基準が適用されたということができる。

では、イラン米国請求権法廷は、実質的にも完全補償基準を適用したといえるだろうか。つまり、法廷による裁定は、査定面でも市場価値に基礎づけられているということができるだろうか。

法廷は、市場価値は「買い手が継続事業体の株式の代価として売り手に支払うであろう金額¹²¹」であるが、一定の幅があるため事例毎に査定方式を選択の上で導かれるとした¹²²。そして買い手を「合理的で、あらゆる関連する要因に関する情報に通じ、いかなる強迫や強制の下にもないビジネスマン」¹²³¹(以下「合理的ビジネスマン」)と捉え、予測収益だけでなく有形資産はもちろん、買い手自身の技術力¹²⁴や事業の業種・業態等¹²⁵あらゆる要素を考慮するものと想定し、これら関連要素を考慮の上市場価値を査定した。

法廷による査定は、合理的ビジネスマンの認識に依拠している。即ち、合理的ビジネスマンが参考とするであろう査定方式を基に、考慮するであろう要素を加味している。例えば、法廷が市場価値に占める収益力の比重を小さく捉え、収益性が確実でない限りはDCF方式を採用しなかった128のは、「合理的ビジネスマン」ならば革命の影響による先行き不透明感から土地、建物、設備等の有形資産を重視するものと想定したからだと説明できる。

このように、一連の裁定額は低廉であり様々な 要因を反映しているのだが、法廷が市場価値に基 礎づけた上でこれを導いたことは確かだといえる。 したがって、裁定は一定幅の市場価値の範囲内に 収まるものとされたと考えられ、査定面でも完全 補償が採用されたといえる。

さて、裁定額が市場価値に相当するといえるならば、イラン米国請求権法廷は一定幅の市場価値の中からいずれの事件においても低廉な値を選んだということになる。その意味は、どこにあるのか。

従来の議論の一つに、低廉な値を選択することにより、実質的に部分補償と同等の金額を裁定したというものがある。補償に含まれた期待収益は、米国側の主張した予測される現金収益に比べわずかな額であった。法廷の裁定は、たしかに、収益力を限定的にしか含まない点、その結果低廉である点で、部分補償説の求める結果を実際には実現している。

一部の論者は、法的基準においては完全補償を 適用しながらも金額的には部分補償相当を裁定し たのは、イラン米国請求権法廷という高度に政治 的な状況127に対応するためであったと説明する128。 すなわち、仲裁法廷が設立されたのも、長年対立 してきた米国政府とイラン政府がようやく合意に こぎつけたからである。法廷は、このような経緯 を踏まえて米国側には完全補償という名目を、イ ラン側には低廉な補償額という実を与えて痛み分 けとしたのではないかという。また、別の論者は、 法廷が何れの事例についても一般国際法が適用さ れるならば部分補償が適当だと判断したため、完 全補償を義務づける条約との整合性を保つために 査定を操作したと述べる129。あるいは、「経済的 主権を尊重した130」または収用国にも受け入れら れる「実効的な解決」を志向したからこそ、「様々 な法論理と技術を用いつつ(むしろ「操りつつ」 という方が正しいかもしれない)131」低廉な補償 を裁定したとする指摘もある。

裁定額が低廉である以上、補償を支払う側に有利な結果であることはたしかである。また、当時イラン米国請求権法廷が置かれていた状況に鑑みれば、上に述べたような政治的な配慮が皆無だったとはいいきれない。

しかし、法廷の査定は、一定の市場価値の解釈 に基づき一貫性を持っていると捉えることができ る。法廷による査定の特徴は、収益力を相対的な 市場価値の構成要素としたこと、市場価値に複数の査定方式が対応しうることを前提としていること、そして様々な個別事情を考慮したことである。 法廷は自らの査定について「まさに典型的な合理的ビジネスマンが最終的に支払うつもりの価格を決定する際に行うこと | 132 だと述べた。

言い換えれば、法廷は市場価値を実勢売買価格と捉えたのではないか。個別事情を考慮すれば、有形資産の評価額及び過去の実績などのデータは何らかの補正をされることになり、評価額は売買の成立する額により近づくことになろう。実際の売買では、市場価値に一定幅があることを前提に複数の査定が考慮されるのは当然であるし、収益力の評価が目安となることはあっても売買価格となることは滅多にないものである¹³³。

イラン米国請求権法廷は、何れの判断においても、完全補償を裁定したことを明確に述べており、実際にも市場価値の査定方法を用いて補償額を算定した。しかも、法廷による査定のアプローチは、前章で紹介した学説や判例とも共通しており¹³⁴、さらに戦間期の伝統的な立場との継続性が認められる。このことを重く見るならば、ただ低廉な市場価値が選択されたからという理由だけで「経済的主権の尊重の現れ」あるいは実質的な部分補償と位置づけることは早計であるように思われる。そして、判断の趣旨を踏まえるならば、市場価値であるにもかかわらず低廉であることを、市場価値との関連ではなく査定方法の問題として捉える方が適当ではないか。

第4章 結論

これまで、補償基準をめぐる争いは補償の多寡 に関する対立(金銭対立)として捉えられてきた。 たしかに実際の紛争で争われるのは補償の額であ る。

しかし、学説や判断例を検討した結果、補償基準論争の本質は別のところにあることがわかった。まず、補償の多寡に関する対立は国際法の領域で補償論争が始まる前にもあったのであり、むしろ論争の契機は補償を市場価値に基礎づけることを否定する主張が登場したことにあることがわかった。すなわち、完全補償説の本質は補償を市場価

値に基礎づけた点に、部分補償説の本質は補償を 国家の利得に基礎づけた点に、それぞれある。こ のことは査定過程に具体化されており、完全補償 説は市場価値を導く方式を、部分補償説は国家の 利得を導く方式をそれぞれ提示している。以上の ことから、補償論争の本質は、補償の多寡ではな く、補償の基礎付けをめぐるものであったと捉え られる。

このように補償基準論争の本質を捉えると、イラン米国請求権法廷の裁定に対する評価も、従来とは異なるものとなる。一連の裁定額は、企業の予測収益に基づく査定に比べればたしかに低廉である。しかし法廷は、補償を市場価値に基礎づけられるものとして導き出した。このことから法廷の裁定は完全補償だと評価できること、その低廉さは市場価値としての低廉さであることがわかった。裁定の低廉さの背景に政治的配慮があった可能性は否定できないものの、市場価値が実勢売買価格と解釈されたために裁定が低廉であったと解釈できる余地もある。このように、イラン米国請求権法廷は市場価値に相当する完全補償を裁定したということができる。

一見するところ、補償論争の争点を補償と市場価値あるいは国家の利得との連関如何にあると捉えることは、補償の多寡として捉えることと同じに見えるかも知れない。たしかに、部分補償説の言うところの国家の利得は市場価値よりも低廉である。

しかし、市場価値も国家の利得も一定幅にわたる。市場価値は、それをどのように捉えるか、すなわち予測収益から導かれるものと捉えるか実勢売買価格と捉えるかによって、さらには経済動向や事業の状態をどのように想定するかによって左

右される。同じように部分補償も国家の利得をどのように見積もるかよって異なる。国家の利得は有形資産だけか、それとも収用以前の事業と国家との関係—事業が国家経済にもたらした恩恵と犠牲(インフラ建設や環境破壊、労働実態等)—までさかのぼって捉えるかにより、導かれる額には違いがある。

完全補償も部分補償もともに一定幅にわたるのだから、金額の数直線上に二つの帯域は重なる可能性が少なくとも理論上はあり得る。完全補償と部分補償という区別が金額的区別ではない以上、完全補償説と部分補償説の争いを補償の多寡の問題としてのみ捉えることはできない。完全補償と部分補償の違いを補償と市場価値あるいは国家の利得との連関にあると捉えるならば、低廉な完全補償が金額的に部分補償と重なりうることも整合的に解釈できるのである。

では、補償基準論争をこのように捉えた場合、 今後検討すべき問題はどこにあるのか。本稿では、 一般国際法上完全補償説と部分補償説のいずれが 妥当するかという問題を射程外とした。周知のと おり、今日では国連総会決議1803号に掲げられ るところの「適当補償」が慣習国際法上のルール を表明したものと位置づけられており、1970年 代以降の議論は「適当補償」が完全補償を意味す るのか部分補償を意味するのかを焦点に展開して きた「SS。既に述べたとおり、従来の分析枠組みは、 補償基準論争を補償の金額をめぐる対立としてき た。したがって、今後の課題は、本稿を踏まえ完 全補償と部分補償の違いがその基礎付けにあるこ とを前提に、国連総会での決議採択過程やその後 の判例・学説を検討することにある「ISS。

[「]収用と補償に関する議論においては、国有化 (nationalisation) が伝統的に実施されてきた個別収用 (individual expropriation) と法的に区別されるかが争点の一つであった。本稿では、収用の語を国有化と個別収用を包含するものとして捉える。第2章第1節及び注23参照。

² O. Schachter, "Compensation for Expropriation," AJIL, Vol. 78 (1984), p.121.

³ I. Brownlie, Principles of Public International Law, 5th ed., (1998), p. 546.

M. N. Shaw, International Law, 4th ed., (1997), p.574; Brownlie, ibid., pp. 533-535.

⁵ Shaw, *ibid.*, pp. 576-577; 山本草二、「国際法(新版)」有斐閣、1994年、523-524頁; 横川新、「国有化と外国人財産の保護」、寺沢一・内田久司編『国際法の基本問題』有斐閣、1986年、182-183頁。 *See, e.g.* the World Bank Guidelines on the Treatment of Foreign Direct Investment, *ILM*, vol.31 (1992), p.1363.

- 6 完全補償および迅速、十分かつ実効的補償の内容については、第2章参照。
- 7 仲裁法廷としての機能や設立の経緯については、中谷和弘、「イラン―米国請求権裁判所」、杉原高嶺編『紛争解決の国際法:小田滋先生古稀祝賀』、三省堂、1997年、413-445頁。
- * 例えば、イラン米国請求権法廷の判断を論じたものとして W. D. Mapp, The Iran-United States Claims Tribunal: The First Ten Years 1981-1991 (Manchester University Press, 1993); C. F. Amerasinghe, "Issues of Compensation for the Taking of Alien Property in the Light of Recent Cases and Practice," ICLQ, Vol. 41 (1992), pp.22-65; R. B. Lillich and D. B. Magraw, The Iran-United States Claims Tribunal: Its Contribution to the Law of State Respinsibility (Transnational Publishers, 1997). イラン側からの分析としては、A. Mouri, The International Law of Expropriation as Reflected in the Work of the Iran-U.S. Claims Tribunal (Martinus Nijhoff Publishers, 1994); R. Khan, The Iran-United States Claims Tribunal: Controversies, Cases, and Contribution (Martinus Nijhoff Publishers, 1990). 米国側からの分析としては、G. H. Aldrich, The Jurisprudence of the Iran-United States Claims Tribunal (Clarendon Press, 1996); C. N. Brower and J. D. Brueschke, The Iran-United States Claims Tribunal (Martinus Nijhoff Publishers, 1998).
- * 大半の事件では、イラン米国友好経済領事条約が適用された。同条約 4 条 2 項は、収用にあたっては「正当な (just) 補償」として「完全価値相当」が支払われると規定している。"property of nationals and companies of either High Contracting Party, including interests in property..........shall not be taken except for public purpose, nor shall it be taken without the prompt payment of just compensation. Such compensation shall be in an effectively realizable form and shall represent the full equivalent of the property taken", Treaty of Amity, Economic Relations, and Consular Rights between the United States and Iran, 8 U.S.T.900, 93 T.I.A.S.No. 3853, 284 U.N.T.S. 93.
- ¹⁰ わずか数例において 50%程度であったに過ぎない。J. A. Westberg, "Applicable Law, Expropriatory Takings and Compensation in Cases of Expropriation: ISCID and Iran-United States Claims Tribunal Case Law Compared," *ICSID Rev.-FILJ*, Vol. 8, no. 1 (1993), p. 27.
- ¹¹ M. Pellonpää, and M. Fitzmaurice, "Taking of Property in the Practice of the Iran-United States Claims Tribunal," *Neths. Yrbk*, Vol. 19 (1988), p. 121; Amerasinghe, *supra note 8*, pp. 62-63; P. M. Norton, "A Law of the Future or a Law of the Past? Modern Tribunals and the International Law of Expropriation," *AJIL*, Vol. 85 (1991), p. 495.
- 12 国有化と個別収用、収用の概念区分については、後述。
- ¹⁸ 事業の市場価値には「社会の価値観の総体」が影響すると考えられている。例えば同じ資本主義経済国でも、 英米諸国は大陸諸国に比べ事業の名声や社会的地位に対する評価が低いという。 M. Schäfer, Entschädigungsstandard und Unternehmensbewertung bei Enteignungen im allgemeinen Völkerrecht (Verlag Recht und Wirtschaft, 1997), p.146.
- "完全補償と同義と考えられているのは、「迅速、十分かつ実効的」補償である(第2節参照)。部分補償を意味する定式として使われているのは、柔軟(flexible)、合理的(reasonable)、衡平(equitable)である。一方、公正(fair)、正当(just)などのように、完全補償・部分補償の何れの意味でも用いられた定式もある。
- ¹⁵ ただし、当時の補償が常に財産の完全価値に一致していたかどうかという点については、疑問も付されている。 A. P. Fachiri, "International Law and the Property of Aliens," *BYIL*, Vol. 10 (1929), p.55 and note 1; Schachter, *supra* note 2, p. 124.
- ¹⁶ 20世紀初頭までの収用について、N. R. Doman, "Post-War Nationalization of Foreign Property in Europe," *Columbia L.Rev.*, Vol. 48, no. 8 (1948), p. 1135; S. J. Rubin, "Nationalization and Compensation: A Comperative Approach," *University of Chicago Law Review*, Vol. 17, no. 3 (1950), p. 459; F. V. García Amador, *The Changing Law of International Claims*. 2 vols. Vol. 1 (Oceana Publications, 1984), p. 285; 香西茂「外人財産の収用と国際法」、『法学論叢』61巻3号(1955年)、35-36頁。
- 『 戦間期にはこのような支払の慣行が国際法上の法的確信を伴うものであったかどうかが外国人の待遇と国家責任の問題の一部として議論され、国際標準主義と国内標準主義が対立していた。香西「前掲論文」pp.32-55; A. P. Fachiri, "Expropriation and International Law," *BYIL*, Vol. 6 (1925), pp.159-71: J. Fischer Williams, "International Law and the Property of Aliens," *BYIL*, Vol. 9 (1928), pp.1-30; A. Cavaglieri, "La notion des droits acquis et son application en droit international public," *RGDIP*, Vol. 38 (1931), pp.257-96; J.

- L. Brierly, The Law of Nations 5ed. ed (Clarendon Press, 1955), p. 225; Friedman, Expropriation in International Law (Stevens & Sons, 1953), pp. 206-213.資本主義経済理念が共有された当時の国際社会では国内法の下でも補償が義務づけられたため、補償の確保のために国際法に訴える必要がなかったことは確かである。Bergmann は、国内法上の原則が熟成し国際法規に転化したと捉える。H. Bergmann, Die Völkerrechtliche Entschädigung im Falle der Enteignung Vertragsrechtlicher Positionen (Nomos Verlagsgesellschaft, 1996), p.84.本稿では、国際法上補償のルールが確立していたかどうかという点には、立ち入らないこととする。

 B. J. M. Sweeney, "The Restatement of the Foreign Relations Law of the United States and the Responsibility of States for Injury to Aliens," Syracuse LRev., Vol. 16 (1965), p.766.
- 19 国有化の概要について、e.g., 横川、「前掲論文」(注5)、181ページ。
- ²⁰ Doman, *supra* note 16, p. 1135.
- ²¹ 国有化は個別収用とは法的には区別されないとする見解として、Fitzmaurice, "Les effects internationaux des nationalizations: deuxème séance plénière," Ann. IDI, Vol. 44, no. 2 (1952), p.255; García Amador, "International Responsibility. Fourth Report," Yrbk ILC, Vol. 2 (1959), para.48; B. A. Wortley, Expropriation in Public International Law (Cambridge University Press, 1959), p.36.国有化を個別収用と区別する見解として、M. A. de la Pradelle, "Les effects internationaux des nationalizations," Ann. IDI, Vol. 43, no. 1 (1950), pp.126-128; S. Friedman, supra note 17, p.12. 二つを区別するとしても、動機や目的は様々であるため、区別の方法については議論がある。この点について、see, I. Foighel, Nationalization; a Study in the Protection of Alien Property in International Law (Stevens & Sons, 1957), pp.14-18; 田畑茂二郎「国有化をめぐる国際法上の問題点」、田岡良一・田畑茂二郎監修『外国資産国有化と国際法』国際問題研究所、1964年、3-7頁;横川、「前掲論文」(注5)、182頁。現在までのところ、国有化を個別収用と区別する基準についても、国有化の定義についても、依然として一致した見解はない。
- ²² これに対して、20世紀初頭までの時期に補償の支払慣行には、国際慣習法であることを証明するという意味での法的確信(opinio juris)が欠如していたという指摘がある。注17参照。
- ²³ G. Schwarzenberger, Foreign Investments and International Law (Stevens & Sons, 1969), p. 4.
- ²⁴ Department of State, "Press Release, Aug. 25, 1938," *AJIL Supp.*, Vol. 32 (1938), pp.191; Wortley, supra note 21, pp. 33-36; American Law Institute, Restatement of the Foreign Relations Law of the United States, 2nd ed. (1965) [hereinafter cited as Restatment (Second)], § § 186-187; L. B. Sohn, and R. B. Baxter, "Responsibility of States for Injuries to the Economic Interest of Aliens," *AJIL*, Vol. 55 (1961), Article 10, paragraph 2 (b); American Law Institute, Restatement of the Foreign Relations Law of the United States (3rd. ed., 1987) [hereinafter cited as Restatment (Third)], § 712, (1) and comment d p. 198.なお、一般的には、「迅速、十分かつ実効的補償」と「完全補償」は同義と考えられているが、contra, G. White, Nationalization of Foreign Property (Stevens & Sons, 1961), pp. 13-15.
- *** 既に述べた通り、伝統的ルールは補償の趣旨を財産の保障としており、完全補償説はその絶対性を強調する立場である。他方、財産保障がある程度相対的であると理解する立場もある。Eg., Fachiri, supra note 17, p.55 and note 1; H. Lauterpacht, "Règles générales du droit de la paix," RCADI, tom. 62 (1937), p. 346; ibid., "Observations des membres de la commission," Ann. IDI, Vol. 43, no. 1 (1950) [hereinafter Observations], pp. 92-93; L. Oppenheim, International Law, Vol. 1, 7th ed. by Lauterpacht (1948), p.318; García Amador, supra note 21, para. 46-48, 70 and 92; P. Guggenheim. "Les principes de droit international public," RCADI, tom. 80 (1952-1), p. 128. この問題については機会を改めて論じたい。See, Schachter, supra note 2, pp. 123-4; L. Oppenheim, International Law a Treatise, vol. 1, Peace 9th ed., by R. Jennings, and A. Watts (Longmans, Green and Co., 1992), p.922.
- ²⁶ Wortley, *supra* note 21, p. 36 (1959); Schwarzenberger, *supra* note 23, p.7; García Amador, *supra* note 21, para.70.
- ²⁷ Schwarzenberger, supra note 23, p. 1; Wortley, supra note 21; Case Concerning the Factory at Chorzów (Claim for Indemnity) (Merits), PCIJ Pub. Ser.A, no.17 (1928) [Chorzów Case], pp.46-47; Norway v. U.S.A., RIAA, Vol. 1 (1922) [Norwegian Shippowners' Claims], p.339.
- ²⁸ C. C. Hyde, "Compensation for Expropriation," AJIL, Vol. 33, no. 1 (1939), p. 110.
- ²⁹ Sohn and Baxter, supra note 24, p. 560; Restatement (Third), supra note 24, p. 198.
- ³⁰ したがって、国有化について迅速性・実効性要件に関して柔軟に対処すれば、実質的に市場価値以下の補償を

認めることになりうる。このような見解として、Doman, supra note 16, p. 1137 and pp. 1158-1161; Rubin, supra note 16, pp. 474-475; R. L. Bindschedler. "La protection de la propriété privée en droit international public," RCADI, tom. 90 (1956-2), p. 251; A. Bagge, Observations, supra note 25, p.75.

- ³¹ なお、American Law Institute の第二リステイトメント(1965年)は、例外的な特別な状況の下では市場価値以下の補償が認められるとして、低開発地域における農地改革を列挙した。Restatment(Second), *supra* note 24, § 188 Reporter's note...
- ** 補償に関する論争が本格化した第二次世界大戦後、多くの国有化紛争は部分補償の支払により解決した。部分補償説は、この点に論拠を求めている。E. Jiménez de Aréchaga, "The Duty to Compensate for the Nationalization of Foreign Property," Yrbk ILC, Vol. 2 (1963), para.44; R. B. Baxter, "Foreword," in Lillich, R. B. (ed.), The Valuation of Nationalized Property in International Law [hereinafter cited as The Valuation], vol. 2 (University Press of Virginia, 1973), vii.しかし、大半事例は、国有化国と所有者の本国との間の包括補償協定(lump-sum agreement)により解決されたこと、このような協定は政治的意図と不可分であることから、これらがいわゆる国際慣習法であることを証明するという意味での法的確信を伴う実行であるかについては反論が示されている。E.g., Shaw, supra note 4, p. 583; Amerasinghe, supra note 8, p. 28; D. W. Bowett, "State Contracts with Aliens: Contemporary Developments in Compensation for Termination or Breach of International Law," BYIL, Vol. 59 (1988), pp. 65-66.
- ³³ 戦間期に国有化を実施した新興諸国は、外国人の待遇に関する国内標準主義を援用し、個別収用についても完全価値相当の補償が国際法上義務づけられるものではないとしていた。しかし、第二次世界大戦以降はこのような議論は下火となり、国連総会決議 1803 号の採択により、収用の場合その形態を問わずある程度の補償の支払が国際慣習法により義務づけられることが確認された。See, García Amador, supra note 21.
- 34 See, supra note 21.

40 詳細は、第3節参照。

- ** E.g., de la Pradelle, supra note 21, p. 60; Rolin, Observations, supra note 25, pp. 95-99; F. G. Dawson, and B. H. Weston, "Prompt, Adequate and Effective': A Universal Standard of Compensation?," Fordham L.Rev, Vol. 30 (1962), p.753; Jiménez de Aréchaga, supra note 32; Cf. F. S. Dunn, "International Law and Private Property," Columbia L.Rev., Vol. 28 (1928), pp. 176-180; Foighel, supra note 21, pp. 14-22.補償の支払義務を完全に否定する立場は、むしろ少数派であった。See, Friedman, supra note 17, p. 208.
- ³⁶ なお、初期の議論としてde la Pradelle, *supra* note 21, pp.61-64; Dawson & Weston, *supra* note 35, p.753.
- Jiménez de Aréchaga, supra note 32, paras.42-44. see, Bowett, supra note 32.
- ** 例えば社会主義経済下では信用力や期待収益等営利活動が創出した要素は国家にとっての価値がない。詳細は、第3節参照。
- ³⁹ F. Francioni, "Compensation of Nationalization of Foreign Property: The Borderland between Law and Equity," *ICLQ*, Vol. 24, no. 2 (1975), pp.255-83.新国際経済秩序、とりわけ「国家の経済的権利義務憲章」2 条 2 項については、see, F. V. García Amador, "The Proposed New International Economic Order: A New Approach to the Law Governing Nationalization and Compensation," *Lawyer of Americas*, Vol. 12, no. 1 (1980), pp.28-29; C. N. Brower, "The Charter of Economic Rights and Duties of States," *Int'l Law.*, Vol. 9 (1975), pp. 304-305; Jiménez de Aréchaga, *ibid.*, p.184.
- ** なお、不当利得の法理は様々な形で補償問題に導入されている。例えばBin Cheng, General Principles of Law as Applied by Itnternational Courts and Tribunals, (1953), pp. 47-49; D. P. O'connell, International Law 2ed. ed. 2 vols. Vol. 2 (Stevens & Sons, 1970), pp.780-781, and 783; M. Sornarajah, The International Law on Foreign Investment (Cambridge University Press, 1994), pp. 366-368; D. A. Lapres, "Principles of Compensation for Nationalized Property," ICLQ, Vol. 26, no. 1 (1977). 本稿では、補償額を国家の利得に基礎づけた論考のみをとりあげることとし、これら諸学説における不当利得の法理の意義については機会を改めて分析することとする。
- ** 戦間期当初は、補償の問題は、国際標準主義と国内標準主義の対立として捉えられていた(前掲、注17参照)。 この時点では国内標準主義も私有財産の神聖性を前提に国内標準主義の下でも公正な補償が支払われると主張していた。 League of Nations, "Proceedings of the International Conference on Treatment of Foreigners: First Session," League of Nations Documents, C.97. M. 23. 1930. II. (1930). 「完全補償」「迅速、十分かつ

- 実効的補償」「部分補償」の語が学説に登場するのは1930年代後半である。H. Lauterpacht, *supra* note 25, p. 346; Department of State, "Press Release," *supra* note 24, pp.191.本稿では、この頃に補償に関する議論が本格化したとする立場をとるが、この間の議論の展開については別の機会に論じることとしたい。
- ** また、国家の利得として導かれた額がゼロあるいは実質的にゼロに近い場合、これを部分補償といえるのか、無補償ではないのかという問題がある。 see, C. F. Amerasinghe, "The Quantum of Compensation for Nationalized Property," in Lillich (ed.), The Valuation Vol. 3 (1975), supra note 32, p.124; Amerasinghe, supra note 8, p.64.
- "簿価とは、事業の価値を資産、資本、負債に分けて把握するいわゆる帳簿上の価値であり、有形資産を対象とする。清算価値は、事業の清算を前提に残存資産を現金化した場合に残る金額である。再調達価値は、全く同じ事業を評価時点において創設するのに要する費用を以て事業価値とする。これらは何れも事業の価値を個々の資産の総計として捉える。これに対し、DCF方式とは、将来の現金収益を現在の価値に割り戻した数値を以て事業の価値とするもので、事業全体を一つの総体として評価するものである。Amerasinghe, supra note 8, p.51; P. B. Gann, "Compensation Standard for Expropriation," Colum. J. Transnat'l L., Vol. 23 (1985), pp.618-619.
- ⁴⁵ U.N.G.A. Resolution 1803 (VXII), I. Brownlie, ed. *Basic Documents in International Law.* 3ed. ed. (Clarendon Press, 1983), pp.231-241.
- "「適当輔償」という基準は、完全補償を主張する欧米諸国と、これを否定する東側諸国及び発展途上国の鋭い対立の中、妥協的に選択された定式であった。K. N. Gess, "Permanent Sovereignty over Natural Resources," *ICLQ*, Vol. 13, no. 1 (1964), pp.398-449; S. M. Schwebel, "The Story of the U.N.'S Declaration on Permanent Sovereignty over Natural Resources," *American Bar Association Journal*, Vol. 49 (1963), pp.463.実際、当時の学説をみると様々な解釈が提示されている。Schwebel, *ibid.*; Baxter, *supra* note 32; F. Orrego Vicuña, "Some International Law Problems Posed by the Nationalization of Copper Industry by Chile," *AJIL*, Vol. 67, no. 4 (1973), pp.711-27; P.-M. Dupuy, *Droit International Public* 3rd ed (Éditions Dalloz, 1995), para.590; R. Falk. "The New States and International Legal Order," *RCADI*, tom. 118 (1966), pp. 28-29.
- ⁴⁷ N. Girvan, "Expropriating the Expropriators: Compensation Criteria from a Third World Viewpoint," in Lillich (ed.), The Valuation Vol. 3 (1975), supra note 32, pp. 149-79; Sornarajah, supra note 41; Ibid., "Compensation for Expropriation: The Emergence of New Standards," J. World Trade L., Vol. 13, no. 1 (1979).
- ⁴⁸ "An Analysis of the Expropriation of the Properties of Sociedad Minera El Teniente by Chile in the Light of International Law," in Lillich (ed.), The Valuation, supra note 32, Vol. 2 (1973), p. 86; Lillich, International Law and the Chilean Nationalizations: the Valuation of the Copper Companies, in ibid., p.120.
- **Baxter, supra note 32; Rogers, Forward to 1 The Valuation, supra note 32, (1972). American Law Institute は、第二リステイトメント(1965年)では査定方式に言及しなかったが、第三リステイトメント(1987年)においては詳細に記載した。Restatment(Second), supra note 24, § § 186-188; Restatement (Third), supra note 24, p.197 § 712 (1), p.198 Comment d., and p.208.
- ⁵⁰ R. Smith, "The United States Government Perspective on Expropriation and Investment in Developing Countries," Vanderbilt Journal of Transnational Law, Vol. 9, no. 3 (1976), p.519; Restatement (Third), supra note 24, p.197 § 712 (1), p.198 Comment d., and p.208; T. Rieger, Gründsatze der Unternehemnsenteignung in der Rechtsprechung des Iran-United States Claims Tribunal (Carl Heymanns Verlag KG, 1997); W. C. Lieblich, "Determinations by International Tribunals of the Economic Value of Expropriated Enterprises," Journal of International Arbitration, Vol. 7, no. 1 (1990) [hereinafter cited as 1990], pp.37-76; Ibid., "Determining the Economic Value of Expropriated Income-Producing Property in International Tribunals," Journal of International Arbitration, Vol. 8, no. 1 (1991) [hereinafter cited as 1991], pp.59-80.
- ⁵¹ Restatement (Third), *supra* note 24, p.197 § 712 (1), p.198 Comment d., and p.208; Smith, *supra* note 50, p.519 (1976); Rieger, *supra* note 50, p.134.
- 52 前掲、注44。

- ⁵³ 以上、Lieblich, 1990, supra note 50, p.38 note 5 and p.48 note 58: Lieblich, 1991, supra note 50, p. 61 and p.70; Rieger, supra note 50, p.134.
- ⁵⁴ Hyde, *supra* note 28, p.110.
- 55 Chorzów Case, supra note 27, pp.46-47.
- ⁵⁶ *Ibid.*, p.51.
- ⁵⁷ Norwegian Shippowners' Claims, supra note 27, p.339.
- ⁵⁸ Government of Kuwait v. American Independent Oil Company, *ILR*, Vol. 66 (1984) [Aminoil Case], para.164 and 178.
- ⁵⁹ *Ibid*, paras.148-149.
- 60 Bindschedler, supra note 30, p.248.
- 61 前掲注44参照。
- 62 Aminoil Case, supra note 58, para.154.
- ⁶³ Jiménez de Aréchaga, supra note 32, para. 44; Baxter, supra note 32; Rogers, ibid.; Girvan, supra note 47. Cf. Kuwait's argument in Aminoil Case, supra note 58, para. 155;
- ** 初期投資額を上回る利益は、植民地体制に乗じて得たあるいは従業員に劣悪な労働環境を強いることで得た利益、あるいは天然資源に対する国家の権利の侵害によって得た利益とされ、不当な利得とされた。E. Jiménez de Aréchaga, "State Responsibility for the Nationalization of Foreign Owned Property," New York Univ.JIL, Vol. 11, no. 2 (1978), p. 185; Ibid., "International Law in the Past Third of a Century," RCADI, tom. 159 (1978-1), p.302.
- ⁶⁵ Ibid., なお、同様の査定方式を提案する立場として、M. Sornarajah, supra note 47, pp.110-111.
- 66 "An Analysis," supra note 32, p. 86; Lillich, supra note 32, p.120.
- 『補償基準論争の本質をこのように捉えると、補償の議論が本格化したのは、1930年代に完全補償対部分補償という対立軸が示されるようになってからと考えられる。前掲注42参照。
- ⁶⁸ American International Group, Inc. and American Life Insurance Company v. The Islamic Republic of Iran and Central Insurance of Iran (Bimeh Markazi Iran), *I-USCTRep.*, Vol. 4 (1983) [AIG Case], p. 102.
- 69 Ibid., pp. 105-106.
- ⁷⁰ *Ibid.*, pp. 107-108. 法廷は、保険業の業績が本質的に黒字と赤字を循環する点に着目し、短期間の操業では過去の実績だけを元にした査定が妥当とは限らないとした。
- ¹¹ Ibid., pp.107-108.一般に、補償の算定にあたっては、収用の事実あるいはその虞による影響は排除される一方、一般的な政治・社会・経済的状況は考慮されるとされてきた。本件は、革命に起因する経済情勢の変化を事業経営環境一般の変化として位置づけたと解釈できる。なお、一部の伝統的な学説は、革命により影響を収用の虞による影響と捉え、補償から排除されるべきとしている。Draft Convention on the protection of Foreign Property Adopted by OECD in 1967, reproduced with notes and cComments, ILM Vol. 7 (1968), p. 118. See, Pellonpää, "Valuation of Expropriated or Nationalized Property in International Arbitral Practice of Recent Years," in The Finnish Branch of International Law Association (ed.), The Finnish Branch of International Law Association 1946-1986: Essays on International Law (1987), p. 151: Pellonpää and Fitzmaurice, supra note 10, p. 147.
- ⁷² AIG Case, *supra* note 68, pp.107-109.
- ⁷³ INA Corporation v. The Government of the Islamic Republic of Iran, 8 I-USCTRep. 373 (1985) [INA Case], p. 376.
- " Ibid., p. 378. Lagergren 裁判長は、個別意見において、適当補償基準を投資家の合理的利益と国家の必要とを調整しうる柔軟な基準と捉えた上で、「大規模な構造変革の過程にある国家における合法な大規模国有化の場合には、『適当補償』の定式に表されるように、今日の国際法規を適用すれば、通常『公正市場価値』基準から『全ての状況』を考慮の上割り引くことが要請される」と述べる。See, Separate Opinion of Judge Lagergren, ibid., p. 385 and 390: contra, Separate Opinion of Judge Holtzman, ibid., p.391.
- ⁷⁵ 同時に、友好条約が適用されることから、4条2項にしたがい完全補償が命じられるとした。INA Case, *ibid.*, p. 378. Lagergren も、市場価値から「差し引かれる額は、投資家が長期にわたって投下資本から利益を得た場合には大きいだろうが、最近に投資した者の場合には、少ない、あるいはゼロである」と述べた。Separate

- Opinion of Judge Lagergren, ibid., p. 390.
- ⁷⁶ 応訴側は、友好条約の適用可能性について争わなかった。loc. cit..
- 77 注9参照。
- ⁷⁸ INA Case, *ibid.*, p. 373.
- ⁷⁹ Separate Opinion of Judge Lagergren, *ibid.*, pp. 389-90.
- 80 INA Case, *ibid.*, pp. 380-381.
- **I 友好条約の効力が争われたが、法廷は、ICJにおけるテヘラン米国大使館員事件に依拠し、請求側の請求権が発生した時点において条約が有効であれば適用可能とした。Phelps Dodge Corp and Overseas Private Investment Corp. v. The Islamic Republic of Iran, *I-USCTRep.*, Vol. 10 (1986) [Phelps Dodge Case], paras.26-27. なお、法廷は、友好条約の定める補償基準は「法廷が以前に [筆者注: AIG事件] 適用した基準と、同一でないにせよ、似ている」とし、AIG事件で適用されたところの一般国際法の補償基準を常に完全補償を求めるものとは断じない一方、その例外は極めて小さいであろうことを示唆した。*Ibid.*, paras.26-28.
- 82 Ibid., para. 6.
- 83 *Ibid.*, para.30.
- 84 *Ibid.*, paras.29-31.
- Thomas Earl Payne v. The Government of the Islamic Republic of Iran, *I-USCTRep.*, Vol. 12 (1986) [Thomas Earl Payne Case], paras. 4-8.
- 86 *Ibid.*, para. 29.
- 87 *Ibid.*, para.35.
- 88 *Ibid.*, para.35.
- 89 *Ibid.*, paras.35-36.
- ⁹⁰ Amoco International Finance Corp. v. The Government of the Islamic Republic of Iran et al. (Partial), *I-USCTRep.*, Vol. 15 (1987) [Amoco Case], paras.1-2.
- ⁹¹ *Ibid.*, paras.182.
- ⁹² *Ibid.*, para.111.
- 93 *Ibid.*, para.217.
- ⁹⁴ 超過利益、初期投資の収益率等「補償を資産の完全価値以下の額に引き下げるために主張されてきた」要素が列挙された。*Ibid.*, para.208.
- 95 *Ibid.*, para. 220.
- 96 Ibid., paras.217-220.
- 97 Ibid., paras.77-79.
- 98 *Ibid.*, paras.227-232.
- ** Ibid., para.222. また、新規投資の決定においては価値と無関係の要因—例えば財務・販売戦略等の投機的な要因—が介在するのに対し、国有化においては買い手たる政府は商業的動機が薄く政治的考慮・経済政策上の考慮及び一般的な国益を決定要因としていると述べ、このような違いがあることからも DCF 方式は補償の算定という目的に適う方法ではないと結論する。Ibid., paras.221-225.
- 100 *Ibid.*, paras.262-266.
- [□] なお、違法収用に対する賠償と適法収用に対する補償の比較の観点から本判断を論じたものとして、Bowett, supra note 32; C. Gray, Judicial Remedies in International Law (Oxford Univ. Press, 1990), pp.39-40; 位田隆一「開発途上国における国有化紛争の実効的解決―その法理論的分析―」 杉原高嶺編『紛争解決の国際法:小田滋先生古稀祝賀』三省堂、1997年、378-379頁。
- Starrett Housing Corporation et al. v. The Government of the Islamic Republic of Iran (Int.), I-USCTRep., Vol. 4 (1983) [Starrett Case (Int.)], pp. 154-157.
- Starrett Housing Corporation et al. v. The Government of the Islamic Republic of Iran (Final), *I-USCTRep.*, Vol. 16 (1987) [Starrett Case (Final)], para.261.
- ¹⁰¹ Starlett Case (Int.), supra note 102, p.157. なお、請求がDCF方式に基づいていたわけではなかった。当該事業が収用の時点で建設計画の75%以上が完了していたことから収益が確実であった。Starlett Case (Int.), supra note 102, p. 130. また、DFC方式採用の適否について議論の余地がある。see, Separate Opinion of Judge Holtzman, Starlett Case (Int.), supra note 102, p. 176.

- 105 Starlett Case (Final), supra note 103, para.18.
- 106 *Ibid.*, para. 337.
- 107 *Ibid.*, paras.273-274.
- 108 Ibid., paras.338, 339 and 345.
- 109 Phillips Petroleum Company in Iran v. The Government of the Islamic Republic of Iran, I-USCTRep., Vol. 21 (1989) [Phillips Petroleum Case], paras.3-48.
- 110 *Ibid.*, paras. 108-109.
- 111 *Ibid.*, para.106.
- 112 Ibid., paras.112-113.しかし、法廷は、請求側による DCF 査定につき修正すべき点を指摘するが、個々の修正値を示さなかった。
- 113 Ibid., paras. 114, 138, and 158.
- ™ これらの要素は、期待収益のみを要素とする DCF 方式には直接的には反映されない。
- 115 *Ibid.*, para. 115, paras. 159-165.
- 116 このことは、「衡平の考慮」を不要とした理由を、請求側が多額の投資をしたものの期待される収益は未だ得ていない状況にあること、政府側が契約の改定を通じて収益の大半を得ていたにもかかわらず請求側の利益を収用したことと説明している点に明らかである。その理由として、請求側が多額の投資をしたものの期待される収益は未だ得ていない状況にあること、政府側が契約の改定を通じて収益の大半を得ていたにもかかわらず請求側の利益を収用したことを挙げた。*Ibid.*, para.157.
- ™ 法廷は、この点についてアミノイル対クウェート仲裁判断 (Aminoil Case, *supra* note 58, para.78.) を引用した。*Ibid.*, para.112 note 35.
- Contra, Amerasinghe, supra note 8, p. 65 text accompanied by note 145.
- 119 注9参照。
- ¹²⁰ フェルプス・ドッジ事件において友好条約の適用可能性が肯定された以降は、ほとんどの事例で友好条約のみが適用されている。See, Brower, and Brueschke, supra note 8, p.634.
- ¹²¹ INA Case, *supra* note 73, p. 373.
- ¹²² AIG Case, *supra* note 68, p. 109; Starlett Case (Final), *supra* note 103, para.338; Separate Opinion of Judge Lagergren, INA Case, *supra* note 73, p. 389; Amoco Case, *supra* note 90, para.220; Phillips Case, *supra* note 109, para. 111.
- ¹²³ Starlett Case (Final), supra note 103, para.18.
- ¹²⁴ Thomas Payne Case, *supra* note 85, para.30.
- ¹²⁵ AIG 事件では、保険業の収益性が循環的であることを一つの理由に、期待収益に基づく査定が退けられた。See , supra note 70. トーマスペイン事件では、革命の影響がサービス業に顕著であったとの認識が示された。 Thomas Payne Case, supra note 85, paras.30 and 36.
- Supra note 104.
- 127 仲裁法廷が非常な政治的緊張にさらされていたことは、中立国判事に対する暴行事件(マンガード事件)に如実である。さらに、この事件が米国・イラン両国の協力によって解決されたことは、法廷の活動に当たって政治的関係がとりわけ重視されていたことを物語るとされる。Mapp, supra note 8, pp.53-54.
- ¹²⁸ Norton, *supra* note 10, p. 495.
- ¹²⁹ Amerasinghe, supra note 8, pp. 62-63.
- ¹³⁰ Pellonpää, supra note 71, p. 151: Pellonpää and Fitzmaurice, supra note 10, p. 147; Amerasinghe, supra note 8, pp.62-63.
- 131 位田、前掲書(注101)、386頁
- Phillips Case, supra note109, paras.338, 339 and 345.
- 188 この点は、不動産の売買を例に挙げれば、容易に理解できよう。売買価格は、公示地価、路線価、近隣の実勢価格など複数の査定を参考に、不動産に関連する複数の要因(周辺地域の環境から電信柱の位置まで)を考慮の上で決定されるものである。また、収益予測に依存する評価額がどの程度信頼に値するのかは、バブル崩壊後の地価の暴落ぶりに明らかである。
- Norwegian Shipowners' Claim, supra note 57, p. 339; American Society of International Law, "The Taking of Property: Evaluation of Damages," Proceedings of ASIL, Vol. 62 (1968), p. 49; García

Amador, supra note 21, paras. 77-78; Schwarzenberger, supra note 23, p. 11. See, 第2章第3節参照。
「155 イラン米国請求権法廷が適当補償の意味について論じた事例としては、INA事件のほか、Sedco Inc. v. National Iranian Oil Company, I-USCTRep., Vol. 10 (1986), p. 187; Shahin Shaine Ebrahimi et al. v. The Government of the Islamic Republic of Iran, I-USCTRep., Vol. 30 (1994), paras.69-77; Sola Tiles, Inc. v. The Government of the Islamic Republic of Iran, I-USCTRep., Vol. 14 (1987), paras. 46-50.法廷の適当補償基準の解釈については、Mendelson 及びRobinson と Schachter が興味深い論争をしている。See, D. R. Robinson, "Expropriation in the Restatement (Revised)," AJIL, Vol. 78, no. 1 (1984), p. 178; M. H. Mendelson, "What Price Expropriation? Compensation for Expropriation: The Case Law," AJIL, Vol. 79 (1985), pp.414-20; Schachter, supra note 2; O. Schachter, "Compensation Cases- Leading and Misleading," AJIL, Vol. 79 (1985), p. 421.

*** そのほか留意すべき点と考えられるのは、補償基準論争が始まってから90年近く経つ中で、収用の状況は必ずしも一様ではないということである。従来の枠組みは、一時的な紛争だけを射程としている。See, R. Y. Jennings. "General Course on Principles of International Law," RCADI, tom. 121 (1967-2), p. 490; Amerasinghe, supra note43, pp. 117-118. 今後の検討にあたっては、個々の収用事例あるいは学説・判断例を、それをとりまく経済的あるいは政治的状況を考慮の上で相対的に位置づけることが必要であろう。